

一時保護状請求手続について②（不服申立てについて）

令和5年3月13日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

虐待防止対策推進室

5. 不服申立てについて（論点）

(1) 不服申立てについて

- ・ 児童相談所長等による不服申立てについて、具体的にはどのような場合に行われるものと考えられるか。

(2) 不服申立書の様式や提供する裏付け資料について

- ・ 不服申立書の様式や提供する裏付け資料等について、どのように考えるか。

5. 不服申立てについて

- 改正後児童福祉法では、一時保護状請求が却下された場合、**児童相談所長又は都道府県知事**（以下「児童相談所長等」とする。）は、**当該裁判があった日の翌日から起算して3日以内**に限り、不服申立てをすることができる。
- 不服申立先は、以下のとおりとなる。
 - ・ 簡易裁判所の裁判官がした裁判の場合
⇒ 管轄の地方裁判所
 - ・ その他の裁判官（地方裁判所・家庭裁判所の裁判官）がした裁判の場合
⇒ その裁判官が所属する裁判所

改正後児童福祉法（抄）

第33条

①～⑥（略）

⑦ 児童相談所長又は都道府県知事は、裁判官が一時保護状の請求を却下する裁判をしたときは、速やかに一時保護を解除しなければならない。ただし、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、**児童相談所長又は都道府県知事は、当該裁判があつた日の翌日から起算して三日以内**に限り、第一項に規定する場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料及び一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれると認められる資料を添えて、**簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官が所属する裁判所にその裁判の取消しを請求**することができる。

⑧～⑳（略）

5. 不服申立ての要件等について

- 不服申立ての要件（改正後児童福祉法33条7項）
 - ① 一時保護の理由（内閣府令各号該当性）
 - ② 一時保護の必要性
 - ③ 一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれること
- 児童相談所長等が不服申立てを行う際には、不服申立書に上記①～③の要件を裏付ける資料を添えることとされている。

改正後児童福祉法（抄）

第33条

①～⑥（略）

⑦ 児童相談所長又は都道府県知事は、裁判官が一時保護状の請求を却下する裁判をしたときは、速やかに一時保護を解除しなければならない。ただし、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、児童相談所長又は都道府県知事は、当該裁判があつた日の翌日から起算して三日以内に限り、第一項に規定する場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料及び一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれると認められる資料を添えて、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官が所属する裁判所にその裁判の取消しを請求することができる。

⑧～⑳（略）

5. 不服申立ての流れ（イメージ）

一時保護状の請求（事後請求又は事前請求）

一時保護状の発付

一時保護状請求の却下

児童相談所長等による不服申立

却下の裁判の翌日から3日以内

- 不服申立ての要件該当性の検討
- 不服申立書の作成
- 提供資料（一時保護の理由、一時保護の必要性、生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれることを裏付ける資料）の準備

※ 不服申立てを行う場合は、不服申立の裁判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができる（改正後法33条9項）。

原裁判の取消、
一時保護状の発付
請求が理由のある
とき（改正後法
33条11項）

不服申立棄却の決定

- ① 規定に違反したとき
（申立期間の徒過など手
続面の瑕疵があるとき）
- ② 請求が理由のないとき
（改正後法33条10項）

一時保護の解除

却下の裁判後、不服
申立を行わない場合は、
速やかに一時保護を解
除する（改正後法33
条7項本文）

<論点5.> 不服申立てについて

5.(1) 不服申立てについて

- ・ 児童相談所長等による不服申立ては、具体的にはどのような場合に行われるものと考えられるか。

5.(2) 不服申立書の様式や提供する裏付け資料について

- ・ 不服申立書の様式や提供する裏付け資料等について、どのように考えるか。

<検討にあたっての視点>

- ・ 児童にとって必要な一時保護を行うことができるよう、不服申立てを行うことが考えられる場合を整理しておくべきではないか。
- ・ 不服申立てには原裁判があった日の翌日から起算して3日以内という時間的制約がある一方で、審査に足りる内容が盛り込まれる必要があるのではないか。
- ・ 不服申立てを受けた裁判所が、要件の該当性を迅速かつ適切に判断することができるような不服申立書及び裏付け資料を準備すべきではないか。

<論点5.(2)> 不服申立書の様式や提供する裏付け資料について

<対応の方向性（案）>

- 一時保護時の司法審査は、一時保護開始時における一時保護の適正性を判断するものである。そのため、あくまで原裁判の取消しを求める不服申立てにおいても、裁判所の判断の対象は一時保護開始時における一時保護の適正性となると考えられる。
- もっとも、一時保護の性質として緊急性を帯びるものが多く、まず一時保護してから手続をせざるをえない場合があることから事後請求が認められたという趣旨からすれば、改正法は一時保護開始後に調査した結果判明した事実も斟酌することを予定しているといえる。
- 以上のような整理を前提にすれば、不服申立てにおいては、一時保護の趣旨を踏まえて必要な保護を行うために、事案に応じ、原裁判時に提供した資料をもってさらに主張を行うほか、例えば当初の一時保護状請求時には判明していなかった事実が新たに判明した場合や当初の一時保護状請求時には何らかの事情で取得できなかった裏付け資料を新たに取得した場合などにはこれらによる主張の補充も行うことが考えられるのではないか。

<論点5.(2)> 不服申立書の様式や提供する裏付け資料について

<対応の方向性（案）>

- 不服申立書には、事件を特定するための形式的事項として、児童の氏名、請求者氏名、請求先裁判所名、原裁判の却下日等を記載するほか、不服申立ての要件（改正後児童福祉法33条7項）として規定されている以下の各項目について、事案の概要を踏まえ、児相の所見・評価を文章形式で記載することとしてはどうか。
 - ① 一時保護の理由があること（内閣府令の該当性）
 - ② 一時保護の必要性が認められること
 - ③ 一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれること
- （簡易なチェックリスト及び端的な記載欄を基本とする）一時保護状請求書とは異なり、一時保護状が一度却下されているという事情を踏まえ、不服申立書では上記各要件の該当性を可能な限り述べることを基本としてはどうか。
- 不服申立書の書式イメージは、事務局及び本作業チームで検討の上、マニュアルにおいて示すこととしてはどうか。

<論点5.(2)> 不服申立書の様式や提供する裏付け資料について

<対応の方向性（案）>

- 不服申立書の裏付け資料については、児童相談所の事務負担等に配慮し、当初の一時保護状請求と同様に、既存の児童記録（若しくはその内容を抜粋したもの）を提供することを基本としつつ、取得に時間を要したなどの理由により原裁判時には提供されず、裁判官の判断の基礎にはなっていない資料等も併せて提供し、主張（児童相談所の所見・評価）を補充することとしてはどうか。
- 改正後法33条7項の規定により、不服申立ての要件（前頁①～③）の各該当性を基礎づける資料を添えることとされているため、不服申立書では各要件の該当性を記載する際に、裏付け資料に適宜言及するなどして、児童相談所の所見・評価と裏付け資料との相関性を明らかにするよう努めることとしてはどうか。